

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月18日

【会社名】 株式会社ミサワ

【英訳名】 Misawa & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三澤 太

【本店の所在の場所】 東京都目黒区目黒一丁目4番16号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの場所」で行っております。)

【電話番号】 (03)5793 - 5500 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鈴木 裕之

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 (03)5793 - 5500 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鈴木 裕之

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

一般募集	291,383,000円
引受人の買取引受による売出し	480,369,000円
オーバーアロットメントによる売出し	118,679,000円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月18日付で臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、平成27年3月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出」に当該臨時報告書の訂正報告書の内容を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第三部 追完情報
- 3 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。ただし、平成27年3月18日提出の臨時報告書の訂正報告書につきましては、訂正後の内容が全て追加されるため_____ 罫を省略しております。

第三部 【追完情報】

3 臨時報告書の提出

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期事業年度)の提出日(平成26年4月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

<後略>

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期事業年度)の提出日(平成26年4月28日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年3月18日)までの間において、下記の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

<中略>

平成27年3月18日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成27年3月17日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成27年3月18日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は___を付して表示しております。

□ 新株予約権の内容

(2) 発行価格

（訂正前）

本新株予約権1個当たりの発行価額は、平成27年3月18日に決定するものとし、第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)が同日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の終値、株価変動率(年率)、配当利率(年率)、安全資産利子率(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額満期までの期間5.1年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて算出した本新株予約権の価値と同額とする。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

（訂正後）

本新株予約権1個当たりの発行価額は、金494円とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

金295,330,200円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成27年3月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金890円とする。

<後略>